

句輕き事も事立候様に相成、末々さたち申様に成行候間、其程心得可有之事に候。或は手代等に爲取勝、互に相募り、理不盡之仕形も有之躰に候。是等之儀甚不可然候間、隨分綿密に相心得、少も偏頗なく、双方致得心候様可取計事。

一、諸郡百姓等用事有之、金澤に罷出候節は、其裁許之十村に相斷可罷出儀は、每々申渡置候所、今以無斷密々金澤に罷出、長逗留いたし、町人共と取組、方々手入仕、色々願等仕躰に候。且又百姓之儀は、請負等之願は一向不仕御法に候。か様之儀も猥に相成候條、嚴重に可申渡置事。

右々條之趣、前々も申渡置儀に候得共、拙者共承及品も有之に付、猶更改而申渡候。人別に申聞候儀者先令用捨、一統に申渡候條、此段相心得急度可相守者也。

寛延二年正月

- 塚本 猪左衛門
- 國澤 太次兵衛
- 吉岡 理太夫
- 平野 安左衛門
- 大地 新八郎
- 加須屋和左衛門

在大坂 小谷 兵左衛門
山本 長太夫 煩
諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻り中

一〇九 百姓奉公に罷出候儀等に付觸

諸郡百姓共之内、改作不情もの有之、收納米令不足候はゞ、其村々肝煎・組合頭等遂兪議、十村に相斷指圖を請、様子次第家内之男女奉公に指出し、其給米を以不足米爲取立、追而力付次第爲引込候様に先年申渡置候。是は收納米令不足候時之儀に候。其外にも無據儀に而奉公に罷出度者は、其趣十村に相斷、十村差圖之上に候。然所近年諸郡共に、男女作方不情にいたし、金澤を先として所々宿々に奉公に罷出候儀を専心懸、十村に無斷密々に罷出る躰に候。依之作人致不足のみならず、作人に召抱候男女給米高く相成、下々難儀彌増に候間、右之趣村役人共急度申渡、向後之儀猥に無之様に、嚴重に可申付候。但、如此改而申渡候に付、當時町方等に數年在付有之者も、一時に呼戻候様にい

たし候而は、又指支申儀可有之候間、此所も能相心得、可成程は呼戻候様にいたし、第一向後之儀嚴重に可申付候。惣而此一事に不眼、諸事か様に猥に相成候儀は、村役人共常々裁許不行届故に候。是以畢竟其方共油斷より如斯に候間、惣別之儀急度可相心得候。

一、其方共養子・縁組願指出候節は、拙者共致内達、指圖を受、其上を以御郡奉行に表向申達筈に候所、心得違、兩方一時に相違候族も有之候。向後之儀、彌先規之通可相心得候。以上。

巳二月

諸郡御扶持人十村中

連名 如前

一一〇 往還之外横道通行停止之儀觸

従前々御郡方往還之外、田地等に相障申場所横道往來仕儀、御用は格別、買荷等牛馬、人足に而相通不申筈に候所、近年密々に而罷通り、別而其方共組下文珠寺村・舟倉村等村々領中質塩等、東岩瀬邊より飛州に爲登申候所、無構相

通し申由粗相聞え候。此儀每々改作方御法も有之、田地等相障申儀は不罷成候所に、如何相心得罷在候哉、油斷千萬難心得候。以來右之族無之様、村々に急度可申渡候。若心得違之者罷通り候共、可相返候。何廉申者有之候はゞ、早速可及注進者也。

巳巳二月十日

連名 如前

新庄跡組裁許

- 天正寺村 彦太郎
- 天正寺村 十次郎
- 黒崎村 宗三郎

一一一 越中五ヶ山鐵炮數之事

一、三十二挺

下 梨村

一、二十三挺

岩淵村

右五ヶ山之儀、猪・猿多出、畑作物喰荒申に付、貞享元年

伊右衛門組

奉願候所、同二年被仰出、右之通百姓共方に所持仕候。尤